令和８年第１回軽井沢町議会定例会１２月会議

一 般 質 問 通 告

通告順	議席番号 議員氏名	質問事項	備考
１	１１番 横須賀 桃 子	○未来へつながるイマージョン教育について	
２	３番 小 山 裕 嗣	○次期学習指導要領を見据えた調整授業時数の活用を問う ○「野杜の匠」認定と「地域環境リーダー」委嘱を踏まえた環境保全の将来展望は	
３	４番 眞 島 聡 子	○障がい者の社会参加と自立を支える公共交通支援および交通費助成制度の創設について ○「ラーケーション」の導入とあわせた子育て環境の充実について ○地域住民の安心を守る街頭防犯カメラの町主体による設置について	
４	７番 押 金 洋 仁	○オープンドアスクールの在り方と子どもたちの学校づくりへの参加について ○固定資産税・都市計画税の負担と、増加する税収の活かし方について	
５	５番 福 本 修	○自然環境保護への取り組みについて ○迷惑民泊施設について ○奨学金制度設立について	
６	６番 中 澤 睦 夫	○物価高、町民生活を守る対策について ○国民健康保険の負担軽減について ○停電対策への協力について	
７	２番 小 林 天 馬	○財政基盤の強さを、町民の暮らしの豊かさにつなげる財政運営について ○子どもの提案を生かした公園の魅力向上と官民連携による屋内外の遊び場づくりについて ○新型コロナワクチン定期予防接種に関する情報提供の充実について	

令和８年第１回軽井沢町議会定例会１２月会議

一 般 質 問 通 告 書

通告順	議 員 氏 名	質　　問　　事　　項
1	１１番 横須賀　桃　子	**〇未来へつながるイマージョン教育について** ＡＩやデジタル技術の進歩により、世界中の人とつながることが身近になった。こうした時代を生きる子ども達には、英語で自分の考えを伝え、異なる文化や価値観を持つ人々と対話する力が求められる。町が進める公立小中学校でのイマージョン教育は、正にその力を育てる取り組みであり、成果と課題を検証しながら発展させていくことが重要だと考える。そこで、次の点について伺う。 （１）小学校の音楽・体育のイマージョン教育で、児童の英語への抵抗感、使おうとする意欲、異文化への関心にどのような変化が見られるか。また、その変化をどのような方法で把握しているか。 （２）講師１名が３小学校を巡回する体制で、十分な授業時間と英語を使う機会を確保できているか。講師の増員や配置の見直しを検討する考えはあるか。また、ほかの学年や家庭科・図工など他の教科へ広げる考えはあるか。 （３）イマージョン教育が全学年で実施されていない現状で、すべての児童が日常的に英語を話せるよう、ＡＩ英会話や英会話アプリをＡＬＴや講師の指導と組み合わせ、発達段階に応じて活用する考えはあるか。 （４）中学校では 10 年以上、体育でイマージョン教育を実施している。生徒の英語への自信やコミュニケーションの姿勢にどのような変化が見られるか。また、英語力の推移を含めた検証結果から成果と課題をどう分析し、今後の授業内容の改善にどう活かす予定であるのか。 （５）小学校では積極的に話していた子どもが、中学校では間違いを気にして発言を控える傾向がある。生徒が自信を持って学べるよう、どのような工夫をしているか。 （６）外国人住民・観光客や、カーリング世界選手権などの国際イベントといった軽井沢ならでは

通告順	議　員　氏　名	質　　問　　事　　項
1	１１番 横須賀　桃　子	の特色を、実践的な英語学習の場としてどのように活かしているか。 （7）町として、どのような英語力を身につけた子どもを育てたいのか。中学校での 10 年以上の実践をベースに、小学校から中学校までを見通した「軽井沢型イマージョン教育」について、地域の協力、講師の体制やデジタル機器の活用を含め、どのようなビジョンを描き、いつまでにどのように発展させるのか。

通告順	議　員　氏　名	質　　問　　事　　項
2	3番 小　山　裕　嗣	**〇次期学習指導要領を見据えた調整授業時数の活用を問う** 　中央教育審議会が取りまとめた『次期学習指導要領等に向けた審議まとめ』では、全ての子どもの深い学びの実現、多様性の包摂、そして教師と子どもの双方がゆとりを持って学びに向き合える『余白』の創出が示された。この国の動向に対し、当町としてどのような基本認識をお持ちか、以下伺う。 （1）当町では、中部小学校において2学期から授業時数の弾力化・調整に取り組んでいると承知している。1コマを45分間から40分間とすることで、午前中の1時間目の開始時間を早め、5時間目を終えてから給食に入り、午後はマイタイムの時間を設ける等、授業時間の工夫や創出した時間の活用といった取組は、児童の学習意欲の向上や教員の時間的ゆとりに一定の効果を上げているものと推察される。教育委員会として、この実践成果や現場の変化をどのように分析・評価されているか。 （2）一方でこれまで朝の読書時間等の余白を楽しみにしていた児童もいたと聞くが、新たな時間割に難色等を示す児童に対し、どのような対応をしているのか。 （3）調整授業時数を効果的に運用するには、単なる時間削減にとどまらず、年間指導計画の工夫や校務支援ツールの活用などが不可欠である。先行校の実践で見えてきた課題（教員のカリキュラム作成のノウハウ不足や時間割調整の負担等）に対し、教育委員会として教育魅力化専門員の伴走支援や専門的なアドバイザーの活用、研修体制をどのように整備していくか。また、コミュニティスクールや保護者への丁寧な説明と公表を通じた理解醸成にどう取り組むか伺う。 （4）国は令和9年度までに教育課程柔軟化サキドリ研究校を大幅に拡大し、令和10年度から全国で調整授業時数制度等の先行実施を開始する方針である。全国先行実施を見据え、モデル校の指定や知見の共有を加速させている。今回取り上げた中部小学校の知見や事例を町内全小中学校へどのように波及させ、先行実施に向けた準備を進めていく考えか。子どもたちの豊かな学びの実現と教員の働き方改革の両立に向け、大局的な見解を伺う。

通告順	議 員 氏 名	質　　問　　事　　項
2	3番 小　山　裕　嗣	（5）先行事例の取組や教育委員会の独自策等を情報発信し、可視化していく必要性を感じる。今年の総合教育会議において、教育長は教育委員会独自の広報誌作成についても言及したが、この半年間でどのような検討を行ったか。 （6）情報発信ツールとして紙媒体という形ではなく、「note」による情報発信を試みている自治体もある。こういった自治体の例は参考にされたか。 **○「野杜の匠」認定と「地域環境リーダー」委嘱を踏まえた環境保全の将来展望は** 町は、軽井沢町環境基本計画に基づき、持続可能な自然環境の保全と普及啓発を担う人材育成・認定制度として「軽井沢　野杜の匠」養成講座および「軽井沢地域環境リーダー」認定制度を推進している。11 月 28 日には中央公民館において「軽井沢　野杜の匠」養成講座の第１期・第２期修了・認定式が執り行われ、また 10 月１日には「軽井沢地域環境リーダー」として初の２名が委嘱された。 これら双方の制度が本格的な運用期に入るにあたり、認定者の今後の具体的活用策、選定理由および経緯、両制度の役割や位置づけの違い、ならびに今後の全般的な事業展開と町民への浸透策について、以下伺う。 （1）野杜の匠認定者の今後について ①11 月 28 日に行われた第１期・第２期養成講座の修了・認定式を経て、誕生する「野杜の匠」の最終認定者数および年齢層等の構成状況は。 ②植生学専門員等の指導のもとで約２年間学びを深めた認定者に対し、独自の保全活動、住民向けの啓発、調査協力、ボランティアなどを通じた活動機会の提供・協力体制の構築状況はどのようになっているのか。 （2）「軽井沢地域環境リーダー」の委嘱理由と選考体制について ①10 月１日付けで認定された２名の具体的な選定理由、応募・審査経緯、および町が期待する役割は。 ②設置要綱に規定された「地域で環境活動・環境学習・教育活動を５年以上継続していること」等の要件審査における着眼点、並びに今後の通年募集における申請状況と委嘱の見込みは。 （3）「野杜の匠」と「地域環境リーダー」の活動

通告順	議　員　氏　名	質　　問　　事　　項
2	3番 小　山　裕　嗣	範囲と相互関係について ①町が約２年の講座を通じて独自育成する「野杜の匠」と、既存の地域活動実績者を推奨・支援する「地域環境リーダー」における役割・位置づけ・活動領域の明確な違いは何か。 ②昨年６月会議の一般質問答弁では「野杜の匠も地域環境リーダーに該当する」と示されていた経緯を踏まえ、相乗効果を生むための連携スキームの整備状況は。 （４）今後の事業展開と町内への浸透・情報発信について ①植生分野にとどまらず、野生鳥獣や昆虫・チョウなど他分野における地域環境リーダーの育成・認定計画の進捗は。 ②広報かるいざわ、町公式ホームページ、メディア等を活用した、認定者の活動成果や本制度の町民・事業者への周知・認知度向上策は考えているか。

通告順	議員氏名	質問事項
3	4番 眞島聡子	**○障がい者の社会参加と自立を支える公共交通支援および交通費助成制度の創設について** 「第３次軽井沢町障がい者計画」が目指す自立に向け、発達特性にあった職場選択のできる事は働く意欲や就労継続の上で重要である。一方で、賃金の低い福祉就労では交通費の自己負担が課題となっている。近隣自治体では通勤、通学、通所、通院等に交通費等の補助を行っている事から伺う。 （１）「第３次軽井沢町障がい者計画」や“S 軽 Gs”の視点から、障がい者の就労・社会参加を支える福祉事業所利用者の通勤手段、交通費負担、および事業所送迎の現状について町の認識は。 （２）障がい者児の経済的自立と自己決定を支えるため、働いたお金を交通費に充てるのではなく自分で選んだ使い方ができるよう、公共交通機関の定期代や自家用車通所に伴うガソリン代の全額負担や助成を行う制度を創設すべきと考えるが、町の見解は。 （３）移動の経済的負担による制約をなくし、障がい者等の自立した生活と社会参加の機会を広げるため、障がい者手帳所持者や自動車を持たない生活保護世帯を対象に、町委託事業である、循環バス、ＡＩデマンド交通「かる～も」、デマンドタクシーの利用料を無料化または大幅軽減すべきと考えるが、町の見解は。 **○「ラーケーション」の導入とあわせた子育て環境の充実について** 共働き世帯の増加や、国際親善文化観光都市として観光・サービス業に従事し、平日休みとなる保護者が多い当町の特性を踏まえ、子どもが保護者の休日に合わせて平日に学びや体験を得る「ラーケーション」（ラーニングとバケーションの造語）の意義は大きい。あらゆる環境で暮らす子どもたちの公平性にも配慮した軽井沢ならではの環境整備と合わせ、制度導入の考えを伺う。 （１）町の「ラーケーション」の制度に対する認識（メリット・課題）は。 （２）町文化施設等の無料利用環境の整備について制度導入における公平性の懸念や、様々な環境で暮らす子どもたちを誰一人取り残さない学びの保障として、旧三笠ホテルなどの町文化施設や町の熊対策を行うピッキオ等の体験プログラムを、町

通告順	議 員 氏 名	質　　問　　事　　項
4	4番 眞 島 聡 子	内在住の親子や同伴者が無料で利用できる環境整備について町の考えは。 （3）「ラーケーション」の試験的実施および導入に向けた検討について文化施設の活用といった軽井沢ならではの工夫を取り入れ、他自治体の動向も参考にしながら、「ラーケーション」の試験的な実施および導入について前向きに検討すべきと考えるが見解は。 **○地域住民の安心を守る街頭防犯カメラの町主体による設置について** 犯罪対策や子どもたちの安全な通学環境の確保やごみ集積所の不法投棄対策、高齢者の行方不明時における迅速な保護および消防団員等の捜索活動の負担軽減など、地域の防犯・見守り体制の強化が喫緊の課題となっている。県警の防犯カメラ購入等に補助金制度はあるが、財政基盤や維持管理・個人情報管理の担い手不足から、各区の予算のみで設置・運用することは極めて困難である。 （1）「監視カメラ」と違い、防犯カメラは、犯罪等の抑止の役割とともに、犯罪等事件が発生したときに画像が確認される。そこで、町は「街頭防犯カメラ」の定義をどのように考えているか。 （2）街頭防犯カメラによる、犯罪抑制や通学路の防犯やごみ集積所の不法投棄対策、さらには高齢者の行方不明者の早期保護および消防団等の捜索活動の負担軽減の効果について、町の認識は。 （3）近隣自治体でも防犯カメラを設置し防犯に役立てている。県警の補助金や民間事業者のレンタル・管理代行スキーム等も活用しながら町主体で計画的に街頭防犯カメラを整備していくことについて、町の見解を伺う。

通告順	議 員 氏 名	質　　問　　事　　項
4	7番 押 金 洋 仁	**〇オープンドアスクールの在り方と子どもたちの学校づくりへの参加について** 令和６年 10 月の町のオープンドアスクール開設方針発表を受け、社会常任委員会でもこの新しい学びの場のあり方を調査テーマに掲げその可能性を探るべく視察を重ね研究を続けている。そうした見聞を広めるなかで、これまで学校に通えなかった子どもたちだからこそ、どのような環境であれば安心して過ごせるのか、どのような学び方なら受け入れられるのか、開設前に時間をかけて丁寧に確かめる必要があるのではないか、という思いを新たにしており、その意味でもまた当町のこの取り組みが真に学びを受ける子どもたちのものとなるためにも、改めて「子どもの声を聞きながらつくる」学校の具体化について考えたい。 （１） ９年度４月開校予定のオープンドアスクールの想定生徒数は、町ホームページ等によれば学びの多様化学校コースが各学年 10 人程度で全体 30 人程度、夜間中学コースが各学年５人程度で全体 15 人程度、合わせて 45 人とされている。これらの定員数はどのような理由で設定されたものか。またこれまでの学校説明会や個別相談の参加者数・相談件数についても差し支えない範囲で伺いたい。 （２）当事者の声をどこまで聞けたか伺う。 ①学校に行きづらさを感じる子どもたちを対象としたワークショップが昨年７月と８月に行われているが、その声をどのように把握したか。町の総合教育会議の中では、対象となる児童生徒は大きな声で意見を言うのが難しい、関係性が出来てからでないと悩みを聞き取り出せない傾向にあることから、継続的に相互でコミュニケーションができる機会を求める意見があった。こうした提案を踏まえてどのようにヒアリングを行ったのか具体的に伺う。 ②そのような声がカリキュラムや校舎改修の設計にどう反映されたか。 （３）対象となる子どもたちとの距離を縮め希望を知り、その声を基に教育プログラムを練り上げ、それにふさわしい施設を整えていくことが重要と思われることから以下を伺う。 ①先行自治体では、開校前に当事者と直接関わる段階を設け時間をかけて入念に学校づくりを進めた例が多い。三重県では夜間中学の体験教室「まなみえ」を開校前年だけでも 32 回開催し、指導方

通告順	議 員 氏 名	質　　問　　事　　項
4	7番 押　金　洋　仁	法の検証とニーズの把握を、鎌倉市由比ガ浜中学校では開校前４年に渡り子どもが自分に合った学び方を知り試すことのできる「かまくら ULTLA プログラム」を海や森で実施したり、説明会後に子どもや保護者との意見交換会を開き対話を通じて学校を共につくる取り組みを重ねていた。町はこうした先行事例をどのように調査・検証したか。 ②例えば集団で学ぶことができるのか、少人数なら参加できるのか、学習よりもまず安心できる居場所が必要なのか等子どもたちと直に接してみなければわからないことが数多くあるはずである。開校までに時間的余裕はあまりないが、実際に子どもたちが参加する試行的なプログラムを設けたり、今後予定されている「体験授業」の場を生かすなどして、その結果を開設準備、カリキュラムに反映させることはできないか。町の見解を伺う。 （４）教職員の確保と研修について伺う。 ①第７回設置準備会議で町は、県の人事異動の募集にオープンドアスクールを加えたいと述べ、県教委も県内校長会で志ある教員に手を挙げるよう呼びかけていると説明している。こうした経過を踏まえ、理念に共感する教員をどの程度確保できる見通しとなったか伺う。また人選にあたり、町はどのような考えで県と協議しているのか。併せてスクールサポーターやスクールソーシャルワーカーなど専門職を含めた体制について県との協議の結果は。 ②主導的中心的立場を担う方についてはどうか。開校後に分校長になる方が準備段階からプロジェクトリーダーとして携わり、子どもたちや教員と顔の見える関係を構築していくことがやはり望ましい。その任に当たる方とのやり取りはすでに始まっているか。 ③教員の研修については事前に行えれば良いが、現任校があるなどの理由から町都合で行えない場合もあるのではないか。新しく着任する教職員とスクールコンセプトをどのように共有するのか、研修の具体的な方法と時期について伺う。 （５）将来像と夜間中学コースの広域化について伺う。 ①生徒の進路と学びの継続を保障するため、将来は軽井沢高校との連携型中高一貫校を視野に入

通告順	議員氏名	質問事項
4	7番 押金洋仁	れているとの説明を受けているがこの将来像は現在も変わらないか。その場合、高校の設置者である県とどのような協議を行い、いつ頃の実現を想定しているか。 ②一方で町は、分校型を選んだ理由として既存校の魅力化によって不登校が減り、将来的には学びの多様化学校コースがなくなることが望ましいと説明している。この考え方と中高一貫校化の構想がどのように整合するのか伺う。 ③これまでの設置準備会議によれば、学びの多様化学校コースについては町内の生徒に限る一方、夜間中学コースは近隣市町にも入学を呼びかける方針のようである。これは町民の利用見込みが把握できないことによるものか。町外へ呼びかけを行う理由を改めて伺う。 ④校舎の改修や維持管理、運営にかかる費用は町が負担することになるが、近隣市町に費用の負担を求める考えはあるか。その場合就学援助等に関する覚書の協議は進んでいるのか伺う。また入学者数を町内外でどのように調整するのか。 **○固定資産税・都市計画税の負担と、増加する税収の活かし方について** 当町の住宅地の地価は、ここ３年で３割を超えて上昇している。地価の上昇は町の価値の表れでもあるが、住み続ける町民にとっては固定資産税の負担が重くなることであり、とりわけ若い世代たちにとっては、町に住むこと自体が難しくなる要因になっている。 （１）固定資産税の評価額は３年に一度の評価替えで見直されるが、令和８年度は据え置きの年に当たっている。令和６年度の評価替えで評価額が上がった土地は、据え置いている間であっても負担調整により税額が上がっていく場合があり、一般の方には分かりづらい面がある。令和８年度に税額が前年度より上がった納税者はどの程度の割合になるのか。またこの仕組みを納税者に分かりやすく周知した方が良いと思うがいかがか。 （２）令和９年度は評価替えの年に当たるが、10月に県が公表した基準地価格において、当町の基準となる旧軽井沢銀座通りの価格は令和６年度から25％上昇している。来年度の評価替えで町内の住宅地の評価額は平均してどの程度上がる見込み

通告順	議　員　氏　名	質　　問　　事　　項
4	7番 押　金　洋　仁	か。また、それに伴い固定資産税・都市計画税の税収はどの程度増えると見込んでいるか。 （3）評価額が上がればその負担は町民だけでなく、別荘所有者や町内事業者にも等しく及ぶことから、その負担の割合について伺う。令和4年12月の総務常任委員会では、町外に住所を有する個人が納める固定資産税・都市計画税は、両税額総額の約4割、町の歳入全体のおよそ2割との説明があった。直近では、町民、町外の個人、法人の別に、どのような割合になっているか。 （4）税収が増え続けている今だからこそ、町民の負担に配慮して税率の見直しを検討してもよいのではないか。令和7年度の町税は121億円余りで、その約7割弱を固定資産税と都市計画税が占めている。このうち都市計画税は道路等インフラ整備に充てるための目的税で、上限0.3%の範囲内で町が税率を決めることができ、固定資産税のように標準税率を下回ると地方債に制約がかかることもないはずである。目的税である以上、税率を見直す余地があるかどうかはどの事業にいくら使われているかで決まるが、令和8年度の当初予算で10億3,800万円を計上した都市計画事業の内訳を伺う。 （5）地価の上昇は、町で働く人が町に住めないという問題を生んでいる。こうした問題に対し9月会議では、庁内検討委員会で来年度の予算に計上できる事業を検討したいとの答弁もあったが、現在どのような事業を検討しているか。併せて住まいの確保は用地や整備、維持管理まで長い期間にわたって財源が必要になることから、地価の上昇で増えた税収の一部を働く人・若い世代の住まいのための基金として積み立て着実に進めるための財源づくりに充ててもよいと思うが町の見解を伺う。

通告順	議 員 氏 名	質　　問　　事　　項
5	5番 福　本　　修	**〇自然環境保護への取り組みについて** 軽井沢町最大の魅力は豊かな自然環境にある。同時に、歴史と文化を保持し、心身の休養ができる町であること。この魅力があるからこそ、保養所や別荘地、観光地、さらには移住先として軽井沢が選ばれ続けている。その結果、多くの自治体が直面する人口減少を免れ、観光業と関連産業が成り立ち、本町を地方交付税の不交付団体たらしめている。つまり歴史と文化を継承し、自然を守ることこそが当町にとって第一義であり、これなくして軽井沢町が人々から求められ続けることは不可能といえる。 ところが近年､大型宿泊施設や集合住宅の開発に伴う森林伐採､さらには迷惑宿泊施設による騒音など、環境悪化が顕著となり、町の根幹が揺らいでいる。 町もこの危機感を共有し、用途地域の見直しを進めているが、住民が求めるスピード感とは乖離していると感じる。また、森を切り開いて形成され、用途地域が「無指定」のまま放置されてきた静寂な住宅地の中に、大きな騒音を発する工場が建設されるなど、規制の網から見落とされている地域も存在する。こうした対応の遅れや目配りの不足は、担当部署の人手不足に起因するのではないか。そこで、以下の２点について町の所見を伺う。 （１）用途地域の見直し等の対応速度が住民感覚と乖離している点について、原因をどう分析し、今後どのようにスピードアップを図るのか。 （２）用途地域が「無指定」であるがゆえに、静寂な住宅地の中に騒音を発する工場が建設されてしまう現状を、町としてどう受け止め、どのような対策を講じるのか。 **〇迷惑民泊施設について** 住宅宿泊事業法に基づく、いわゆる民泊施設は、令和８年９月30日時点で町内に17件ある。従来、旅館業法による宿泊業が禁止されていた静謐な住宅地で営業が可能となった民泊には、騒音問題を筆頭に近隣住民に多大な苦痛を与えている施設もある。早急な解決が不可欠であり民泊の年間営業日数を現行の180日以下からゼロ日に制限する「ゼロ日規制」を可能にする長野県の条例改正が強く待たれる。本年７月15日、観光庁から「住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に関わるゼロ日規制等について」の通知が発出された。年度末までにはガイドラインが示される見込みであると観光庁から回答を得ており、長野

通告順	議 員 氏 名	質　　問　　事　　項
5	5番 福　本　　修	県においてもこのガイドラインを受けて条例化が進められるものと期待している。これにより軽井沢町内での民泊営業を事実上不可能にする法的整備が見込まれる中、以下の２点について伺う。 （１）県の条例が改正された際、当町として速やかに規制手続きに移れるよう、今から事前準備を進めるべきと考えるが、いかがか。 （２）条例改正前に「ゼロ日規制」が確定したかのような表現は避けるべきだが、少なくとも観光庁から当該通知が発出された事実と今後の動向を、町として積極的に広報・周知することが新規に民泊参入を検討している事業者への抑止力になると考えるが、町の所見を伺う。 **〇奨学金制度設立について** 「第６次長期振興計画」に掲載された将来人口シミュレーションによれば、本町の人口は2032年頃から減少に転じると推計されている。人口減少は、税収の減少のみならず、地域コミュニティの衰退や公共サービスの維持困難など、町政運営に多大なデメリットをもたらす。そのような自体を避けるために、町独自の奨学金制度を設けてはどうか。奨学金を受けた子どもたちが卒業後に当町で就職するとは限らないが、教育支援が手厚い自治体であることは、保護者世代にとって当町に生活基盤を置く意義となり、結果として子育て世代の定住・移住の促進につながると考える。これまで当町は、学校給食費の無償化などの子育て支援策を実施してきたが現在では国による支援も拡充されており、他自治体と比較して軽井沢町ならではの優位性があるとは言えない。当町は、財政のゆとりを示す「実質収支比率」が極めて高い水準にある。適正とされる３～５％を遥かに上回り、令和７年度決算では17.5％と過去最高を記録している。過去の委員会において町長は「将来の大型投資に備えている」と答弁されたが、将来世代が担うべき投資の負担を現在の住民に過度に強いるべきではない。将来確実に到来する人口減少を食い止めるためにも、今こそ子育て世代への重点的な財源配分が必要といえる。そこで、以下の２点について伺う。 （１）子育て世代の移住・定住を促す施策の一つとして、町独自の奨学金制度を創設すべきと考えるが、見解を伺う。 （２）奨学金制度以外に、他の自治体とは一線を画す独自の子育て支援策を検討しているか。

通告順	議　員　氏　名	質　　問　　事　　項
6	6番 中　澤　睦　夫	**○物価高、町民生活を守る対策について** 国債が国内総生産（ＧＤＰ）の２倍以上にある我が国は円の信認が落ち、アメリカのインフレ・金利上昇もあり、円安・輸入物価高にともなう値上げラッシュの状況が続き、食品や日用品など幅広い分野に値上げが及んでいる。原油高により、灯油やプロパンガス､電気代などの一層の値上がりが予想され、町民生活は、不安の中にある。個人消費は、当然のように節約志向となり、ＧＤＰの７－９月期は２四半期連続のマイナスとなった。 一方、町の財政は固定資産税などが増え、令和７年度決算によると、一般会計・特別会計を合わせた実質収支額（いわゆる黒字額）は22億6,816万円となった。実質収支比率は17.5％へと上昇し、基準からみても多く、新庁舎・交流センターなどの支出予定もあるが､「ため込みすぎ」との指摘もある。寒い冬に向かって、町が「防波堤」の役割を果たすことが住民福祉の向上につながると思い､以下の質問をする。 （１）国は、電気・都市ガス代の助成で5,218億円、プロパンガスや灯油の抑制のため「重点支援地方交付金」1,300億円を予算化するとの報道があった。全国で見ると少ないが、当町にどの程度交付されると想定されるのか。町独自の上乗せ助成策は検討できないのか。 （２）当面､「福祉灯油」として、高齢者、住民税非課税世帯、障がい者がいる世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯に「灯油券」か「商品券」を国の措置を待たずに実施できないか。 **○国民健康保険の負担軽減について** 負担できないほど高い国民健康保険税は、受診控えで健康を害し、社会的孤立を生み、経済的困窮者の「手遅れ死亡事例」さえ発生してしまう。減免措置や相談体制の充実が必要だとの観点から以下の質問をする。 （１）当町で１年以上国保税の滞納をしている人数と世帯は令和８年１月時点でどのくらいなのか。前年と比べ増減はどうか。 （２）国民健康保険料を滞納している加入者については、短期被保険者証や資格証明書の制度が廃止され、一定の場合には特別療養費の支給対象となる。特別療養費の支給対象となった場合、医療機

通告順	議 員 氏 名	質　　問　　事　　項
6	6番 中　澤　睦　夫	関の窓口でいったん医療費の全額を支払い、後日、保険給付相当額の支給を受けることになる。令和８年度の特別療養費の支給対象世帯数および対象被保険者数はどのくらいか。また、１年以上の滞納世帯に占める割合はどの程度か。 （３）国民健康保険料を1年以上滞納している世帯のうち、分割納付または自主的な納付を行っている世帯は、どの程度あるのか。また、納付の履行状況や納付相談への対応状況を踏まえ、特別療養費の支給対象とするかどうかは、どのような基準で判断しているのか。対象世帯に対して、どのような納付相談を行っているのか。 （４）滞納者への対応はどのようにしているのか。督促状は郵送していると思うが、実態把握の訪問はしているのか。 （５）国民健康保険法第44条は「特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減額や免除ができる」と定められている。また、同77条は「市町村は、条例または規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができる」と定めている。この規定に基づき、低所得者、ひとり親、障がい者を対象にした減免制度を実施する考えはないか。 （６）国保会計に積み立てられた基金を使っての減免制度はできないのか。 （７）国民健康保険は、年金生活者など負担能力が高くない高齢者が多い一方で医療費の負担が大きくなりやすいという構造的な課題を抱えている。全国知事会も国保財政への公費投入を求めていることについて、町としてどのように認識しているか。 **○停電対策への協力について** 停電の原因となっている電線への倒木などへの対応に関して、先日行われた防災訓練の際に中部電力パワーグリットの担当者から､｢定期的に枝払いをしているが、発見には時間がかかる。手が回らない」と言う声が聞かれた。こういった声を踏まえ、町としての協力体制を伺う。 （１）これまでに中部電力やＮＴＴから、パトロー

通告順	議　員　氏　名	質　　問　　事　　項
6	6番 中　澤　睦　夫	ルや情報提供に関して協力依頼があったか。 （2）冬季間は雪の重みで枝が折れることも想定される。町で行っている道路整備のパトロールとともに電線の状況を確認することはできないか。

通告順	議　員　氏　名	質　　問　　事　　項
7	2番 小　林　天　馬	**○財政基盤の強さを、町民の暮らしの豊かさにつなげる財政運営について** 実質収支比率は一般的な目安が３～５％とされる中、当町は過去30年間平均は約11.5％、７年度は17.5％で各種平均を大きく上回り、実質収支額は６年度約13.98億円、７年度約20.85億円である。財政調整基金の標準財政規模に対する割合も同様に高い水準である。新庁舎やその他公共施設の更新・災害等への備えを確保しながらも、健全な財政力を現在の町民生活の改善にも生かすことが重要である。何に、どの程度備え、住民の声や幸福度・生活満足度から見える課題へどう予算を配分するかを、住民にも分かる形で示す必要があると考える。そこで、備えと住民生活への還元を両立する財政運営について、以下伺う。 （１）当町の実質収支比率が長年にわたり高い水準で推移してきた背景には、明確な基準やルールに基づく財政運営があるのか、それとも従来からの予算編成・執行の慣行によるものなのか。また、現在の住民生活への還元と将来への備えのバランスという観点から、この水準を適正と考えているのか、どのように認識しているか。 （２）財政調整基金について、標準財政規模の 25～35％以上（約 30～42 億円）という目標を示す一方、過去には浅間山噴火等の大規模災害への備えとして 60 億～75 億円（約 50～63％）を適正額とする説明も行っている。必要な備えを確保しつつ、現在の住民生活への財源配分との均衡を図るため、基金の最低確保額や積立・取崩しについて、具体的な根拠に基づく運用基準はあるか。また、ない場合は今後明確にする考えはあるか。 （３）道路をはじめとするインフラ整備は住民からの要望が多い課題の一つである。当町の強い財政基盤を住民生活の豊かさにつなげるためには、町独自の取組に加え、国・県への積極的な働きかけや、他自治体との広域的な要望活動も重要と考える。そこで、当町では、住民等から寄せられた要望を国・県の関係機関に対し、誰が、どのような方法で伝えているのか。文書・メール・電話による要望と、町長や担当職員等が直接出向いて説明・協議する機会について、それぞれの実績や具体的な取組状況を伺う。また、道路・交通等のインフラ整備に関する要望大会や期成同盟会等への町長及び代理者の参加実績と出席方針を伺うととも

通告順	議　員　氏　名	質　　問　　事　　項
7	2番 小　林　天　馬	に、他自治体との連携や必要に応じた人員・体制の強化も含め、今後、町長自らどのように要望活動を充実させ、整備の実現につなげていく考えか。 （4）住民が安心して働き、子どもを育て、高齢になっても住み慣れた地域で暮らせる生活基盤について、当町の財政運営においてどのように位置づけているか。特に、子育て支援、生活インフラを支える町職員や民間事業者の処遇改善、若者の所得向上、介護予防・在宅生活支援について、予算措置や国・県への働きかけを強化する考えはあるか。また、庁内で構築中のウェルビーイング指標と実施済みの共創住民アンケート等をどのように関連づけ、施策の優先順位や予算配分、成果の検証に反映していく考えか。 **〇子どもの提案を生かした公園の魅力向上と官民連携による屋内外の遊び場づくりについて** 子どもの遊び場については、過去の子ども・子育て支援事業計画に係るアンケートに加え、直近の議会のオンライン意見募集や西部小学校６年生の提案でも、整備・改善を求める声が多く寄せられている。こども基本法では、こどもの意見の施策への反映や関係機関の連携が求められており、当町の第３期子ども・子育て支援事業計画でも総合的な子育て支援の推進を掲げている。都市公園・児童遊園・子育て支援センター・交流センター等は複数の所管課が関わることから、これらを一体的に検討する必要があると考え、以下伺う。 （1）６年６月の一般質問以降、子どもの遊び場・居場所づくりについて、どのような検討や取組を進め、今後どのような計画があるか。また、過去のアンケート等で繰り返し寄せられている要望について、これまでどのように施策に反映し、未解決の課題をどう把握しているか。個別施設や所管課ごとの対応にとどまらず、町長の下で庁内横断的な推進体制を設け、子どもの遊び場・居場所・交流拠点の整備・活用を一体的に計画する考えはあるか。 （2）他自治体の先行事例を参考に、①身近な児童遊園等を半屋外化も含めて改修し、遊び場や多世代交流拠点として充実させる方法、②都市公園等にＰａｒｋ－ＰＦＩなどの官民連携手法を活用し、大規模な全天候型遊び場を整備する方法につ

通告順	議　員　氏　名	質　　問　　事　　項
7	2番 小　林　天　馬	いて、当町の実情に合わせて検討する考えはあるか。また、住民の利用負担、観光客・別荘利用者の需要、整備・運営費、国・県の補助制度等を踏まえ、持続可能な整備・運営のあり方を検討する考えはあるか。 （3）子どもの遊び場・居場所の整備について、新庁舎・交流センターや既存の公園・公共施設、発地市庭周辺等を含め、既存施設の改修・活用と新設を比較し、町全体で検討する考えはあるか。また､町長が掲げる滞在型保養地の方向性も踏まえ、住民や別荘利用者、観光客がゆっくり過ごせる拠点づくりについて、検討時期や予算化の考えを伺う。あわせて、子どもや保護者の意見を反映し、検討結果を子どもたちに伝える考えはあるか。 **○新型コロナワクチン定期予防接種に関する情報提供の充実について** ５年６月及び９月の一般質問では、新型コロナワクチンの効果や副反応等を理解し、接種を判断できる情報提供を求めた。また、６年６月には、予防接種健康被害救済制度の専用ページ作成とＳＮＳ等での周知について答弁があった。これまでの具体的な取組を伺う｡松本市の新型コロナ定期接種案内では、同じページ内で副反応、接種後の対応及び健康被害救済制度を確認できる。当町でも、高齢者向け定期接種の案内本文に、副反応、接種後の体調不良への対応、救済制度の要点及び相談先を、既存資料等も活用し、ワクチンの種類に応じて分かりやすく掲載する考えはあるか。